

議案第42号

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年6月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例(平成14年さぬき市条例第53号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2中第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条の規定 平成31年10月1日

(2) 附則第10条の2中第16項を第17項とし、第15項の次に1項を加える改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後のさぬき市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(さぬき市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 さぬき市税条例の一部を改正する条例(平成26年さぬき市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「さぬき市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	さぬき市税条例の一部を改正する条例(平成26年

		さぬき市条例第14号。以下この条において「平成26年改正条例」という。) 附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)a	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)b	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

議案第43号

さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例の全部改正について

さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例の全部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年6月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例

さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例（平成14年さぬき市条例第125号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法並びに人間の自由及び平等を定める世界人権宣言を基本理念として、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、様々な人権問題を解決するため、市及び市民の責務を明らかにするとともに、市が人権教育及び人権啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を推進することにより市民の人権擁護のための社会的環境の醸成と人権意識の高揚を図り、もって全ての人の人権が尊重される明るく平和な住みよいまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、行政全ての分野において必要な人権施策を積極的に推進し、市民の人権意識の高揚を図り、人権擁護に努めなければならない。

2 市は、国、県、家庭、学校、地域社会、企業その他関係機関等と連携しながら、計画的かつ効果的に人権施策を実施するよう努めなければならない。

3 市は、人権施策の推進及び人権擁護のため、必要に応じて調査を行い、その結果を市の施策に反映させるものとする。

（市民の責務）

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 市民は、市が実施する人権施策に協力するとともに、人権について自己啓発に努めなければならない。

（審議会）

第4条 市は、人権施策その他の人権擁護に関する施策（以下「人権施策等」という。）を円滑かつ効率的に推進するため、さぬき市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策等を推進するための基本的な方策、様々な人権問題への取組方法等について調査審議し、意見を述べることができる。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

議案第44号

工事請負契約の変更について（平成28年度さぬき市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事）

平成28年度さぬき市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年6月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成28年度さぬき市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 変更前 一金432,972,000円
うち消費税及び地方消費税額32,072,000円
変更後 一金486,034,560円
うち消費税及び地方消費税額36,002,560円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市西宝町1丁目8番24号
株式会社四電工香川支店
執行役員支店長 小川 弘 |

議案第45号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成29年6月9日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 取得する財産の表示

土地の表示	さぬき市津田町鶴羽字西代778番32
取得予定面積	6,176㎡（持分6,176分の4,411）
所有者	さぬき市志度5385番地8 さぬき市土地開発公社 理事長 菊池 等

2 取得の目的 産業振興用地

3 取得予定金額 一金98,616,727円

4 契約の方法 随意契約